

税理士は、提言します！

日本の未来のために。
日本を支える中小企業のために。

**消費税の単一税率維持を提言し、
軽減税率制度の導入に反対します。**

次の理由により導入すべきではありません。

- 1 軽減税率により税収が減少すると財政再建が損なわれることとなり、税収を補填するために、標準税率をさらに引き上げるか、社会保障給付を抑制等することが必要となります。
- 2 軽減税率による税収減収額のうち、低所得者世帯に効果及ぶ軽減税額は限定されており、大部分は低所得者世帯以外の世帯に対する軽減税額となり、低所得者に対する負担軽減策としてはきわめて効率的な悪い制度です。
- 3 軽減税率の適用範囲を合理的に設定することはきわめて困難（特に、軽減税率対象品目から高級食材・嗜好品を除く場合など）であるとともに、その適用の判断に際して、納税義務者の事務が複雑となり、徴税コストも増大します。
- 4 ヨーロッパ諸国において軽減税率の適用に関する訴訟が非常に多いことが指摘されています。軽減税率の適用範囲の是非を巡り、わが国においても税務訴訟等が増加し、社会的コストの増大を招くと予想されます。
- 5 インボイス制度の導入（別途のインボイスを発行する場合と、請求書等の書類に標準税率と軽減税率に係る必要項目を追加的に記載する場合等が考えられます。）が必要となり、納税義務者の事務負担が増大します。特に、二段階での税率引上げに旧税率の経過措置が加わり、さらに軽減税率が導入されると、実務上混乱が生じることが避けられません。
- 6 軽減税率が導入された場合、現行の簡易課税制度を合理的な制度として存続させようとする、事業区分の細分化等が必要となり、複雑な課税制度となってまいります。

**中小企業に対する外形標準課税の
導入に反対します。**

中小企業は大企業と比較すると財務基盤も弱く、欠損法人割合も高くなっています。したがって、担税力の観点から、外形標準課税を中小企業に導入すべきではありません。

また、外形標準課税の課税標準の一つである付加価値割の大半は給与であり、中小企業は大企業と比較すると労働分配率が高いことから、中小企業に外形標準課税が導入された場合には、中小企業の雇用にも影響を及ぼすこととなります。さらに、東京都などの都市部の税収が一層増加することから、地域間格差がより拡大するおそれがあります。

**欠損金の控除限度額の
一律縮減に反対します。**

大企業及び中小企業の欠損金の控除限度額は、繰越控除前の所得金額のそれぞれ80%及び100%相当額とされ、その繰越控除期間はいずれも9年となっています。この控除限度額を一律に50%に縮減してはどうか等の意見がありますが、財政上の要請があるとしても、内部留保が相対的に乏しい中小企業については、現行の制度を維持すべきです。

なお、欠損金が生じた事業年度については、帳簿書類の保存が要件となっており、控除限度額を縮減した場合には、繰越控除期間の延長が必要となります。この場合には、帳簿保存期間も同様に延長され、企業の負担が増大することとなります。

税制建議権

税理士法第49条の11は、「税理士会は、税務行政その他税制又は税理士に関する制度について、専断のある官公署に建議し、又はその原案に寄与することができる。」（法49条の15において日本税理士会連合会に準用）と定めています。日本税理士会連合会も毎年、この規定に基づいて財務省、国税庁、総務省、政府税制調査会等に「税制改正の建議」を行っています。

この他の税制改正に関する意見については、日本税理士会連合会ホームページ（<http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/proposal/taxation.html>）をご覧ください。